

山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定要領

1 選考方法

各応募者から提出された応募申請書等の内容について、次による審査を実施し、指定医療機関候補を選定する。

(1) 要件審査（第一次審査）

申請書類が揃っているか等について事務局（高齢者支援課）が審査する。

(2) 本審査（第二次審査）

要件審査を通過した申請について、申請書等の内容及び申請者へのヒアリング（必要に応じて実施）に基づき、山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定委員会委員（以下「委員」という。）が申請内容を審査し、各委員の順位点の合計点数が最も低い申請書を提出した申請者順に選定する。

なお、同点の場合は、委員の協議により選定する。

2 選考基準

(1) 要件審査（第一次審査）

別紙1「山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定に係る申請書類の審査（要件審査）審査基準」のとおり。

(2) 本審査（第二次審査）

別紙2「山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定に係る申請書類の審査（本審査）審査基準」のとおり。

山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定に係る
申請書類の審査（要件審査）審査基準

審 査 内 容
必要な書類が揃っているか。
申請書類に必要な事項が記載されているか。
必要な部数が揃っているか。

**山形県認知症疾患医療センター指定医療機関選定に係る
申請書類の審査（本審査）審査基準**

【評価方法】

- (1) 各評価項目について、それぞれ段階評価を行う。
 (2) 「評価の視点」ごとに以下の点数を下回るものは、原則として選定しない。

評価の視点	点数（地域型）	点数（連携型）
実施体制評価	36点	36点
事業計画評価	10点	10点

- (3) 選考委員ごと、評点の合計が高い順に「順位点」を付け、その合計点数が最も低い順に選定する。同点の場合は、選考委員の協議により選定する。

<評価項目>

評価の視点		評価項目		評価指標	配点
実施体制評価	組織評価	実践力	業務実績	過去1年以内（令和5年度）の認知症の鑑別診断件数	5
			業務成績	過去5年以内の監督庁の指導における指摘事項の有無及び是正状況の適否	5
			業務理解度	認知症疾患医療センターの業務理解	5
		事業実施体制	診療体制	センターの稼動日数	5
			急性期対応体制	認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期対応の体制	5
			医療相談室	医療相談室（専門の医療相談が実施できる専門の部門）の配置及び専門医療相談窓口、専用電話等などの体制	5
		検査体制	鑑別診断に係る検査体制	血液、尿一般、心電図、神経心理に係る検査体制	5
			機器の保有状況1	CTの整備	5
			機器の保有状況2	MR Iの整備	5
	機器の保有状況3		SPECTの整備	5	
	主たる担当者評価	医師	担当者資格	① 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医 ② 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師	5
		臨床心理技術者	担当者資格	専任の公認心理師または臨床心理士等の臨床心理技術者の配置	5
		精神保健福祉士又は保健師等	担当者資格	① 医療相談室における精神保健福祉士又は保健師等の配置 ② ①のうち地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当する常勤専従職員の配置	5
		技術研鑽	継続教育	外部研修の受講状況	5

評価の視点	評価項目		評価指標	配点
事業計画評価	業務提案等	業務提案の内容 1	受診しやすい環境づくりのための取組み(医療機関の立地等地理的要因を除く)	5
		業務提案の内容 2	認知症疾患医療連携協議会の開催に係る事業計画	5
		業務提案の内容 3	専門医療相談の事業計画	5
		業務提案の内容 4	地域の認知症医療従事者、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力などの計画	5
		業務提案の内容 5	診断後等支援(診断後の認知症の人や家族に対する相談支援、当事者等によるピア活動等)の実施計画	5
		業務提案の内容 6	アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等に係る実施計画	5